

# 平成25年第1回美幌町議会定例会会議録

平成25年 3月 7日 開会

平成25年 3月19日 閉会

平成25年 3月19日 第6号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 11 号～議案第 66 号
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 意見書案第 2 号 平成 25 年度地方財政対策に関する意見書について
- 日程第 6 意見書案第 3 号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書について
- 日程第 7 意見書案第 4 号 安心できる介護制度の実現を求める意見書について
- 日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 定期監査報告について
- 日程第 10 報告第 3 号 例月出納検査報告について (11 月～1 月分)
- 日程第 11 閉会中の継続調査について

## ○出席議員

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 番 新 鞍 峯 雄 君     | 2 番 大 江 道 男 君     |
| 3 番 早 瀬 仁 志 君     | 5 番 中 嶋 すみ江 君     |
| 6 番 松 浦 和 浩 君     | 7 番 上 杉 晃 央 君     |
| 8 番 岡 本 美代子 君     | 副議長 9 番 坂 田 美栄子 君 |
| 10 番 宗 像 密 琇 君    | 11 番 大 原 昇 君      |
| 12 番 吉 住 博 幸 君    | 13 番 橋 本 博 之 君    |
| 議長 14 番 古 舘 繁 夫 君 |                   |

## ○欠席議員

### ○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君 監査委員 高木 清 君

### ○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明者

副町長 染谷 良 君	総務部長 平井 雄二 君
民生部長 馬場 博美 君	経済部長 高木 恵一 君
建設水道部長 磯野 憲二 君	病院事務長 大村 英則 君
会計管理者 鈴木 元春 君	事務連絡室長 糸屋 定春 君
総務主幹 高崎 利明 君	電算主幹 植木 恒則 君
住民活動主幹 丸山 俊夫 君	財務主幹 矢萩 浩 君
政策主幹 武田 孝司 君	契約財産主幹 村田 純一 君
税務主幹 大平 幸雄 君	環境生活主幹 谷川 明弘 君
児童支援主幹 佐藤 和恵 君	福祉主幹 井上 和俊 君
健康推進主幹 立花 八寿子 君	農政主幹 但馬 憲司 君
公社主幹 広島 学 君	耕地林務主幹 伊成 博次 君
商工観光主幹 小室 秀隆 君	建設主幹 門別 孝志 君
建築主幹 佐藤 修 君	水道主幹 澤 晶雅 俊 君

病院総務主幹	橋本美典君	事務連絡室次長	篠永幸男君
教 育 長	平野浩司君	教 育 部 長	佐藤庄一君
学校教育主幹	藤原豪二君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	小西守君	文化ホール調整主幹	石坂聡君
スポーツ振興主幹	田村圭一君	農委事務局長	岩田憲次君
選管事務局長	嶋田秀行君		
監査委員室長			

○議会事務局出席者

事務局長	浅野俊伸君	次 長	荒井紀光子君
議事係長	水上修一君	庶務係長	那須清二君

午前10時00分 開議

### ◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから、平成25年第1回美幌町議会定例会第13日目の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番橋本博之さん、1番新鞍峯雄さんを指名します。

### ◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

### ◎日程第2 議案第11号から 議案第66号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 議案第11号美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてから議案第66号平成25年度美幌町病院事業会計予算についてまでの56件を議題といたします。

昨日に引き続き、質疑を行います。

議案第61号平成25年度美幌町後期高齢

者医療特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第61号の質疑を終わります。

議案第62号平成25年度美幌町介護保険特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 介護保険の繰入金、395ページ、ここに、介護基金繰入金、1番ですね、4,199万3,000円となっておりますが、昨年、24年、25年、26年の介護保険計画の中で示された基金繰入金額が、当初より600万円ぐらい上乗せになっていると。それで、24年度中に介護保険の制度一部見直しになり、保険料の収入ではなく、支出の町負担金がふえたということと、23年度の繰り越しになる残高が1,500万円多くなったということの中で、介護保険の3年間の運用の中で、どうかこうにか、今、手持ちの基金を使い切る形でも、お金が残るのではなかろうかと。要するに、介護保険が、前回の値上げが、おおむね500円程度の値上げを、最低限度で終わったと。ただ、これも全部基金を使い切るということなのですけれども、今年度のこの繰入金額が当初よりふえているとなると、次年度以降も基金が足りないとなると、介護保険が圧迫された場合、また町民負担もふえるのではなかろうかというのが予想されますので、今回の基金繰り入れの分と、介護保険のこの残り2年間の流れが、どのような形で民生部で考えているのか、お示してください。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 介護保険の基金についての状況でございますけれども、松浦議員おっしゃるとおり、第5期介護保険事業計画において、24年度から26年度まで、介護保険料を繰り入れさせていただきまし

た。その間においては、当初、介護給付費サービスとの見込みをやった中では、3,200円から4,200円という値上げでしたけれども、議員おっしゃられるとおり、役場の介護保険の基金を繰り入れ、あるいは、今までの基金の繰り入れをするともに、道の財政安定化基金を繰り入れする中で、3,700円に引き上げたところでございます。

議員御指摘のとおり、まだ24年度の決算は出ていませんけれども、当初3年間でそれぞれを使って、26年度末の基金残高については、1,515万9,000円残る見込みでありました。それに伴って、今回、議員御指摘のとおり、居宅介護給付費が伸びてございますので、その残額1,500万円、1,515万9,000円を繰り入れすることによって、今現在のところ、26年度の計画で、基金全額を繰り入れする中で、介護保険料で対応できるという考え方でおりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今、馬場部長が、介護保険料の伸びが当初より変わったという部分で、居宅介護サービス費が、予定では6,200万円ぐらいかからない、要するに6,000万円ぐらいで推移するということだったのですけれども、この居宅介護サービスがふえた理由が、聞き取りの中でも、僕の調査でも同じなのですけれども、介護認定者、もしくは認知症の方が施設に入れないと。結局、施設に入れない中で居宅サービスを受けざる得ないと。それで、これぐらい美幌町に施設に入れない人がふえてきていると、もしくは、この認定者がふえていると。聞き取りの中でも、介護認定者が1,000人近くなると。これも、1年前倒しでふえていると。そうすると、美幌町の施設も、もう既に50人、100人待ちと。今、網走管内の施設についても、ほとんどが150人以上入居待ちで、老健と別に、特老も含めて、そのようになってきたと。それで、グループホーム

の認知関係については、もう手いっぱい、入れないと。

そうすると、この施設を増設しても、また介護保険料がふえるということの板挟みになっている中で、この介護保険がこれだけふえることについて、当初の計画からずれていくようになりますと、美幌町の福祉政策というより、高齢者対策が、この介護制度では相当壁が来るのではなかろうかとなりますね。そうすると、この予算の中というより、そういう高齢者対策の施設のあり方についても不安が生じると。ですから、私はきのうの美英福祉寮についても、どうなのだということなのです。

この介護保険サービス費が、抑えることが相当厳しいとは思いますが、ここで、この介護保険のかかるお金を、美幌町で、ある程度の制約なりコントロールはしていると思えますけれども、ここの部分を、部局として努力はしているのですけれども、この制度そのものの流れが、美幌町の町民に対する負担金もふえるということになりますと、この昨年度できたばかりの計画が、もう既に上方修正しなければならないということ踏まえて、今回の予算配置も含めて、あえて美幌町長である土谷町長が、これについてどのような懸念なりをお持ちなのか、意見ををお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 介護保険自体、社会全体で支えていこうという制度でありますから、計画を立てて、そのまま計画どおりいくということは極めて難しいと思います。サービスを制限することはできませんから。ですから、認定を受けた方が、自分の介護度に合わせてサービスを選ぶというのがこの制度ですから、制限することはできないと思いません、それは。

それで、どうするかということになると、やはり、一部負担いただくなり、町で面倒を見るという方法しか現実的にはないのではないですか。逆に言えば、松浦議員、どういうふうに考えますか、どうしたらいいと思いま

すか。

私はこれは、しっかりこの町で支えるということ、町民の皆さんと、やはり行政が、公がしっかり支えないとだめだということにありますから、この介護保険自体が、社会みんなの上で、みんなの手で支えようというシステムですから。このシステムを、やはり守らないとだめだと思っていますので、計画は立てたけれども、それは3カ年計画の中で、しっかり我々取り組んでいかないといけないと思いますので、サービスを受ける方がふえたからといって、サービス制限できるわけではないですよ。施設も十分でないかもしれないですけども、それは、だから、我々、民間にお願いして、施設をつくってもらったりして、なるべく負担を少なくする中で、やはり高齢化社会に対応するシステムをしっかり守っていこうということにありますから、3年間でしっかりやりたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 部局のほうでも、一生懸命、この事業やる方々と、いろいろな取り組みをしていると思います。町民の方も、いろいろな苦勞をしていると思います。では、どうするのとなれば、本当に町民一丸となって、高齢社会のこういう施設のあり方どうする、サービスどうするということを、もう今すぐにでも、この介護保険制度をどうしますかという会議を開く、これしかないではないですか。多くの町民の意見を聞く作業をするしかない、僕はそう思っています。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第62号の質疑を終わります。

説明員の交代がありますので、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時12分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第63号平成25年度美幌町公共下水道特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第63号の質疑を終わります。

議案第64号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第64号の質疑を終わります。

議案第65号平成25年度美幌町水道事業会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第65号の質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

---

午前10時14分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第66号平成25年度美幌町病院事業会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 病院会計の中で、533ページ、人件費の部分なりその関連の確認をしたいと思います。

既に数年前から、地方公営企業の会計基準の見直しということで、平成26年度期首か

ら今の会計基準が全て変わり、それに伴い、年度内に起こる会計の処理、要するに、公営企業会計から一般企業の会計になるとなると、それぞれの試算表から資産、あとはリースの関係、あとは積立金、その他の見直し作業になるとなりますと、今の病院の会計事務と別個に、新しくこれらの作業に相当ウェイトがかかると。一步間違うと、3月31日につくる期首の試算表が間違うと大変なことになると。そうすると、国のほうの確認作業もあり、それなりのスケジュールが、もう見込まれていると思います。

そうなりますと、この4月、5月、6月にかかる作業ですか、会計の切りかえ作業と確認作業、あとは、国との打診の関係で、相当人員が必要でないかと。もしくは、会計の専門家に頼む形での経理の確認となりますと、ここの人件費の中にそういう作業の分がちよっと見当たらないものですから、これらの分について、どのぐらいの事務量が見込まれるのか。もしくは、日程的にどうなのか。逆に、一つ言えば、これに対応して人員の増員などが見込まれているのか。これについて、まずお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 会計基準の見直し作業の件につきましては、今、スケジュールを総務省に対して示して、それで一定の方向づけをしながら、今、作業をする予定であります。

しかしながら、人員のマンパワーの部分については、いわゆる財務会計システムを導入をして、そして、省力化の中で対応していきたいというふうに考えております。ただ、作業の途中でマンパワーが足りないというような話になれば、当然、臨時職員等を増員しながら対応していきたいと考えておりますので、現状のところ、公認会計士等に委託をするという考えは持ってございません。管内の会議、あるいは全道的な会議の中でも、人員を増強したいというような話になってございませんので、状況を見ながら適切に対応して

いきたいと思っております。

日程については、主幹のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（橋本美典君） 議員御指摘のとおり、公営企業会計制度が26年の期首から改正されるということで、現在、25年度予算の財務諸表への影響をシミュレーションの作業に入っております。今後、借り入れ資本制度の廃止ですとか、みなし償却制度の廃止、あるいは退職給付引当金等の引当金の計上の義務化、これらに対応する部分で作業が進んでいきますけれども、おおむね9月ごろをめどに作業を行っていきたいと考えております。これに伴いまして、一般会計等からの負担区分の整理等もありますので、これにつきましては、12月、26年度の予算編成作業の中で一般会計等との調整を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） よくわかりました。ただ、私が危惧している部分において、どうしてもやはり、今、国保病院のいろいろな、健全経営だとか、地域住民といい病院をつくらうということ、いろいろな作業をしていると思うのです。相当数、事務の担当の方も、そちらに翻弄されているのではなかろうかという中で、役場職員だからというわけではないですけれども、今までやっている財政の流れと全く違う、一般企業会計となりますと、つくる段階から相当の責任を持つ、もしくは持たされるということになるのですね。この一般企業会計そのものが、わかっている職員がいっぱいあればいいのですけれども、そんなにやったことないのではないかなど。そうすると、合っているのか合っていないのか、いいのかどうかも含めて、僕はある程度、財務会計システムが変わっても、移行の部分はいいのですけれども、逆にそのチェックだとか、今後の対応だとか、今後の一般企業としての経営指数の考え方の段階

で、期首、つくるとき、要するに、25年度の期末は旧来の財政会計だけれども、26年度から始まる期首のときまでの、25年度と併用した中での資産計上の仕方が相当重要なことになると思うのです。これによっては、本当に、それはまた一般質問でやろうと思っ  
てますけれども、そうなると、ある程度、判断できるであろう人材なり会計の方に、ある程度見てもらうだとか、それはどうしても必要なのではないのかなと思いますので、この予算について、緊急な場合にはその補正もあり得るとい  
うことですね、再度、もう一度確認して終わりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 議員御指摘のように、作業過程の中で、場合によっては、例えば、貸借対照表だとか、そういうものの点検依頼ということは生じる可能性があるか  
もしれません。そのことについては、適宜判断をして、業務に支障がないように対応していきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 531ページの不採算地区病院の運営に要する経費として、交付税措置6,732万円、御存じのとおり、平成25年度で、この特例措置も終了すること  
になります。私は、この制度が変わった経緯からすると、さらに、この財政措置の延長ということは極めて困難ではないのかなというふう  
に思っております。

そこで、美幌町を含めて、道内に、ほかの同じような形で財政支援を求めている自治体病院がありますので、今までとは違った新たな切り口で、この不採算地区病院の経営に資  
するための国の支援を求めるべきではないかなと思いますが、町長としてのそういう考え方についてお聞かせいただきたいと思いま  
す。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 現在、この不採算地

区病院の特別交付税なのですけれども、この制度が変わるときには、道内四つの町があり  
ましたけれども、そのうち一つがこの基準に当てはまって、今現在三つということで、昨  
年も、3町の首長と担当者が国に行って、いろいろ実情を訴えてきております。それは、  
旧政権のときの先生方にもお願いをしたのですけれども、今、政権が変わったので、もう  
一回やり直しだなと思っておりますけれども、切り口をやっぱり変えていかないとだめだ  
と思います。それともう一つは、その3町が置かれている条件がちょっとずつ違うので、  
それぞれに合った切り口を変えるということが重要なのですけれども、いずれにしろ連携を  
とって、それと北海道町村会、あるいは道庁ともしっかり連携をとりながら、また、アド  
バイスをいただきながら、何とか切り口変えた中で、6,000万円あるいは7,000万  
円の特別交付税を何とか確保したいという思いで、今後もそういった訴えを引き続き継続  
していきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 町長のお話のように、やはり切り口を変えていかないと私も本  
当に難しいと思いますので、他の3病院との、共通する部分は力を合わせながら、ぜひ  
取り組んでいただきたいと思うのですけれども、そこで、疑問点整理の資料の中で、それ  
ぞれの診療科目の収益について、実は資料を出していただきました。この中で私は、かね  
てからずっと、私の問題意識なのですが、小児科の医療収益というのが、平成23年で  
1,476万5,000円、24年見込みで1,390万円ということで、他の診療科目  
と比べると著しい収益というか、少額であります。なぜ、このことを問題にするかとい  
うと、今お話しした不採算地区の6,732万円が平成25年度で終了となると、この金額  
そのものが、26年度以降、美幌町からの町負担にそのままはね返ってくると。そうい  
うような病院の収益構造を考えたときに、やは



りあわせて、不採算地区病院の取り組みは取り組みで、町長、全力で取り組んでほしいのですが、病院全体の収益確保という点から、抜本的にこのあり方なんかについても、やはり検討していかなければ、なかなかその収益確保ということが難しく、平成13年度に2億4,800万円ほどの町負担があったものが、いろいろな努力によって、今、1億円を切るような形で、実質負担でおさまっておりますが、これがこのままですと、また1億数千万円の町負担になってくるという、私は極めて危機的な状況に至るのではないかと、そういう意識を持っておりますので、そういった面で、今後、病院経営のあり方の部分で、そういった観点からも、設置者である町長として、やはり十分に検討するような考え方があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 信頼される病院であったり、危機感のない、そういった病院づくりを進めてきましたし、特に私は、自治体病院には二つの大きな課題があると思っております。一つは、医師確保。そして、あと経営の問題。それで、経営の問題も、いろいろな歳入を見直すということを随分続けてきました。また、歳入のほうも、いろいろ見直しもしてきました。看護師が、今、10対1というようなことも含めて、いろいろなことをやってきました。先生方についても、やはり院内会議の中で、こういう状況にあるということは言ってきたつもりでもあります。

それで、今後のことをちょっと見通ししますと、今、議員おっしゃったように、不採算地域が2年後になくなると、切られるというようなことで、多分、6,000万円、7,000万円がカットされると。その中で、今、お話のあった診療科目のうちの一つの科目がなかなか収益が上がらないということでもありますから、片一方では医師確保ということがまた重要なので、そしてこの医師確保、なぜ必要かという、やはり99のベッドをどう

守るか、そして、人工透析をどう守るか、さらには、救急告示というものをどう守るか。特に、この救急告示の部分で言うと、先生方の負担が多くなる、重くなると、先生方、結構、違う病院に移ったりというのが現実で、医師の偏在が起きているのだろうと私は思っていますので、そこを何とか解消したいということになれば、先生方の数もしっかり守らないといかんと思っております。そうした中で、こういった状況がどうかということでもありますので、引き続き、我々としては、設置者の立場にある私としては、しっかりとそのことは、事務長を通じてでもいいですし、私直接でもいいのですけれども、院内会議等で、こういう論議があるし、こういう状況にあるということ、しっかりと先生方にも認識をしていただきたいなと思っております。今、9名体制で8名体制になって、非常勤で来ていただく先生もいるのですけれども、そういった中では、やはり収益について考える先生もおられますし、そうでない先生もおられる中で、経営という面での認識をしっかりといただくような努力を引き続きしてまいりたいと、そのように思っていますし、こういった論議があるということも院内会議でしっかりお伝えしていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 我々も、この予算審議、あるいは所管の委員会を通じて、今、町長の答弁にあったように、病院の事務方は相当踏み込んで、いろいろな努力をされて、自主的な町負担を軽減させるための取り組み、これも事務的な努力ではもう限界に来ているのではないかと、町長からも院内会議等で、私もこういう発言することが、本当に、病院の先生たちがどう受けとめるのかということで、ためらう部分もあるのですけれども、やはり最高責任者である町長が、やはり町の税金を持ち出して、どういうふうに町民の健康を守っていくかという面で、やはり医師確保とあわせて、経営面でも、やはり

しっかり町長が発言するというようなことを通じて、先生たちにも、ぜひ経営面での、なかなか難しいことだと思うのですが、やはり経営に対するそういう姿勢というものを持っていただく中で、病院全体で、オール病院で、やはりそういった危機を乗り越えていく、そういったことが必要かと思っておりますので、最高責任者である町長が、ぜひ、いろいろな機会を捉えて、先生たちに、じかに、そういう病院の抱えている状況について訴えながら、理解を得て、ぜひ、こういった危機を乗り越えていただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今後とも、経営と、やはり医師確保、このことをなし遂げて、住民の皆様が医療については安心、安全だというようなことにつながっていくと思っております。

それで、入院のほうが、今、一つの診療報酬の基準の中で、3カ年平均で70%というラインがちょっとありまして、70%を切ると診療報酬にまた影響が出てくるというようなことで、ちょっと今、危ない状況にあるということも現実だと思います。そういった意味で、これからも、考えられるさまざまなことを駆使して、やはりこの自治体病院、美幌町における医療の中核病院でありますので、しっかり守れるようなことを、引き続き、努力を惜しまないで、頑張っていきたいと、そのように思っていますし、私はいつも、このこういった本会議もそうですし、委員会でも、随分、議会の皆さんも国保病院に対する理解を非常にさせていただいて、ほかの町村と違うということも現実に先生方からも聞いておりますので、引き続き、そういった御提案をいただきたいし、我々も引き続き努力をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 529ページ、医業収益にかかわって2点御質問したいと思います。

す。

1点目は、国保病院の5カ年間の医業収益の推移についてということで、事前に資料をいただいております。それによりますと、平成24年度見込みは12億7,711万7,000円ということで、平成23年度対比で、総額としては260万円余りの減少ということですが、入院、外来の科目を見ますと、増減、結構ございまして、町民に対してどう説明すべきなのかということで、誤った説明はできないということで、一つには、病院としてはどう分析をされているかをお示しをいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 今、5カ年の医業収益の推移に対して、どのような傾向があるかということだと思います。基本的には、医業収益については、入院収益については減少化傾向になっています。その大きな要因としては、やはり適切な医療の対応ということで、平均在院日数がどんどん短くなってきているという状況にあります。これについては、やはり患者家族さんにとっては、早期退院できるということについては喜ばしいことだと思っております。

それで、内科については、循環器内科、総合診療科、腎臓内科、こういうふうに専門外来ということになってきていますので、今まで消化器内科で受診していた患者動向が、それぞれ、専門、特化した形で分散しているというような傾向になっています。

それとあわせて、外科については、人工透析、外科の収益の、例えば、外来については90%が人工透析の収益で、消化器外科の収益そのものは4,000万円程度になっています。

それと、入院については、手術の再開によって、がん、乳がんとか、大腸がん、そういうことを、23年度は60件、24年度は、現状では、今37件ですか、そういう状況にあって、外科の入院も徐々にふえているという、そういう分析をしているところであ

ります。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 全体としては、安定した状況にあるというふうには見ているのですが、科目によっては大きく比率が減少するというようなところが見られまして、大丈夫なのだろうかというような懸念を持っております。

そこでお伺いいたしますが、それぞれの診療科目ごとに、トータルでは出ますが、院内での率直な議論というのは、私どもは外部から見て見えませんが、結構されているというふうに見てよろしいのでしょうか。先ほど上杉議員がお話ありましたように、美幌の国保病院を取り巻く環境は、収入面では非常に厳しい状況が予測されているというような情報も含めて、率直に、打撃的な批判を行えということではもろくないのですが、工夫改善ということで、率直な意見交換なんかも必要なのだろうなというように思うのですが、ちょっとダブるかもしれませんけれども、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 公には、御指摘の診療科によってはという部分については、上杉議員御指摘の、小児科のことを言われているのだろうなと思っております。以前いた小児科の先生については、入院診療を積極的に行っていました、13年度から16年度までの加重平均でいけば、入外合わせて約9,000万円の収益がございます。現状では、平成24年度の推計では1,390万円ほどになるのかなという状況で、これについては、担当の先生には、議会等の指摘もあって、何とか、入院診療、外来ということになると、ほかの診療所とダブりますので、何とか入院診療を増加させてほしいという要望はしております。しかし、なかなか事務方がすんなり言って聞いてくれるような状況がなくて現状推移していますので、今後は時期を見ながら、また違う形でお願いをしてまいりたいと思っております。

それで、今、上杉議員のほうからも指摘があつて、確かに、ことしで6,732万円の不採算の部分が交付税措置がなくなると。そうすると、経常的な町の持ち出し、大体、六、七千万円なのですね。それを合わせると、1億二、三千万円が、26年度から収益、収益というか町の持ち出しということになります。それについては、今、シミュレーションをして、眼科を開設すれば、整形を再開すれば、約7,500万円ぐらいの粗利といますか、収益が上がる予測をしています。さらには、今のベッドの利用状況を考えれば、3階の20ベッドぐらいを療養型に転換をする。これは、イニシャルコストもかかるのですけれども、そうすると、収益予測としては7,500万円ぐらい収益が出てくる。それをもって考えれば、それで、いわゆる町の持ち出しはとんとんになるかなと。ただ、医療機器の更新5カ年でいきますと、本年度から町の持ち出し4,000万円から、ピーク時で1億2,000万円ぐらいになります。これらの解消方法も考えていかないといけませんので、これについては、ちょうどいい機会に、ことし、地方公営企業アドバイザーの派遣制度に美幌町が該当するということで、総務省から医療コンサルタントが来ます。その中で今言ったことを検証して、どういう方向性を導けばいいのか、改めて検証して実施をしたいという考えでおります。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 改善の方向性が示されてきているということで、しっかり推移を見守っていきたいと思っております。

そこで、質問の第2点目であります、同じ529ページにかかわって、国保病院の町内患者数、国保病院に対する美幌町内の患者数の受診率ということでお聞きしたいと思います。これも、資料として、平成23年度の国保加入者受診件数を分析されたもので、それによりますと、町立国民健康保険病院は、受診件数が5,992件。受診の割合は、全件数は5万1,558件に対して11.62

%。こういう内容であります。

町内各病院がありまして、町内の受診率で言えば72.28%、7割を超えているということで、多分、これは、診療所、それから病院合わせて、美幌町内としては大変ありがたい数字なのだろうというふうに思っているのですが、この町内の各病院を含めた受診率72.28%、町外医療機関の受診率は、その差27.72%なのですが、この町内受診の状況については、どう評価されているでしょうか。

あわせて、町内の民間の病院の受診状況を見ますと、国民健康保険病院を上回って18%台があります。また、国保病院を下回っているとはいいながら、8%台、6%台、5%台というのがございますので、これらも含めて、町立病院の果たしている役目、あるいは伸びしろという点で言えば、どうなのか。その辺について、分析があればお示しいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 大江議員の御指摘にありました、国保の受診件数の割合についてであります。

今回改めて資料を求められて、私もちょっと驚いたのは、予測はしておりましたが、田中医院の受診率が18.22%で、これは実患者数で言ってますので、実際、うちのほうの受診5,922件との差額でいきますと、3,474人が上回っているということになります。

これを、何でそういう現象が出てきたのかなということ、ちょっと小児科の動向を拾ってみました。そうすると、小児科が従来、13年度から16年度までの加重平均でいくと、外来患者が1万3,260件なので、そして、入院が1,451人。ということは、現状を考えれば、入院は、加重平均で24人ですから、1,420件あたりがどこかの医療機関で入院をしているというのが、予測されると思うのです。それとあわせて、加重平均の外来患者数1万3,260人

ですから、当病院で2,571人ですから、延べ約1万人が田中医院に行っているのではないかと。そうすると、国保の加入率が30%ぐらいですから、ちょうど1万689人の30%ということになると、延べ患者数で3,206人ということになるのです。延べ患者数イコール実患者数ではないので、そのまま上乘せになっているということではないのですけれども、ほぼ、予測としては、小児科の増加によって国保の受診率が上がっているというふうに予測をしています。

それと、今後の状況を考えますと、町長が常日ごろ言っている病診連携、これを進めるに当たって、今まで国保病院に窓口というのが明確ではなかったのです。それで、今後は、いわゆる地域連携室的な窓口を設けて、さらにその病診連携ということを積極的に展開をしていきたい、こういうふうに考えています。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 町立病院の役割を考えた場合、町立病院自身の収支をもちろん考えていかなければならないのとあわせて、病診連携などで積極的に役目を果たすということなのだろうと思います。

町内では、入院ベッドは町立病院しか持っていないということで、ぜひ、開業医の方々から、ベッドの確保という点で引き続き頑張ってもらいたいという期待の声が寄せられているわけで、そういう意味では、採算と、もう一つ、地域内の役目という面で、あわせて見ていかなければならないのだろうというように思います。ただ、全ての患者数の中で占める町立病院の受診率という点では、11.62%というのは、まだまだ、入れ物、能力から言えば、伸びしろはあるのではないかと、そのような期待感を持っておりまして、現状がだめだというのではなくて、まだまだ伸びしろあるぞということで、町民の皆さんに、町立病院のほうを目を向けてほしいというように思っておりまして、最近の総合診療科だとか、外科だとか、大変好評を博しているとい

うこともあって、ぜひ、そういう方向で、余地がありますというアピールを行っていただければありがたいというように思うのですが、微妙な部分もありますので、私はこれで最後にしたいと思います。

町長、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私も、この診療所と国保病院のこれ見て、ちょっとびっくりしましたけれども、ああ、いい傾向になってきているのかなという思いも片一方でちょっとしました。それは、病診連携ということはこの町でやれば、九つの診療所があって、国保病院があって、それと大江議員、ベッドは療養所も持っていますので、一部、国保病院だけではなくて療養所も持っている。こういう医療資源をどうやってつないでいくかという、病診連携あるいは病病連携をやはりやっていけば、この医業収益がまだ膨らむ。そこで、住民の皆さん、安心していただけるということだと思います。ただ、診療所でできない不採算の部分は、やはり自治体病院がやらざるを得ないだろうと思います。その中で、その経営をどういうふうにして健全化のほうに行くかというところが、我々プロの腕の見せどころだと思いますけれども、そんなことを、やはりしっかりとした取り組みとしてやっていく、そして、病診連携もしっかりやっていくということが、やはり安心安全につながるのだろうと思っております。

それで、先ほど、診療科目の中で一部、要するに1,700万円しかない、これはもう、1,700万円ということは、自分のギャラにも間に合わないということだろうと思いますので、ただ、片一方で、先ほど言った三つの部門をどう守るか、それにはやはり先生方の数もいてもらわないといけないという、非常に悩み深いジレンマに陥るところもありますけれども、ただ、設置者としてはどこかでしっかりと物言ひも、事務長を通じて、先ほど院内会議でも言ってもらっていますけれども、私の意は伝わっているものだ

ろうと思っていますけれども、引き続き努めていきたいと思っております。

それで、一部門の診療科目が合わないから、先ほど言った療養型に、例えば3階の一部を療養型にするということではなくて、国保病院のあり方を、これから先を見据えたときに、経営的なことを含めて、療養型にどう変えていけるか、そのことで国保病院が守れるという判断ができれば、そういうところもやっていきたい。多分、歳出のほうで切っていくのは、もう、かなり厳しいという現実がありますので、あと、収益のほうをどうするかという中では、一つの考え方としては、先ほど事務長が言ったように、ベッドの稼働数もありますから、70%を切るということは、30%あいているという状態ですから、そこをもうちょっと利活用できるようなことも、やはりこれから先は健全経営をしていくという上での、視点での、やはり検討も、早急にしていけないといけないかなと思っていますので、そういった事態、また出てくれば、議会の皆さんとまた御相談をさせていただきたい、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 529ページ、外来収益のところ、在宅医療。在宅20人、施設20人ということなのですけれども、これから国保病院が在宅医療に取り組むということなのでしょうけれども、これに対して、どの診療科の医師がやるのか。それから、いつごろから始めるというめどを立てているのか。そのところを、まず1回目お聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） この間、疑問点整理の中でお話をさせていただきました。

在宅医療については、時代の趨勢として、今、地域の高齢化含めて、そういうニーズがあるやに聞いております。したがって、医師会においても、既に3診療所で在宅医療の取り組みがなされておりますけれども、医師会

の先生方が通常の業務をやりながら外に出かけていくというのは、なかなか困難性があるというようなお話も聞いていますので、やはり複数名いる、勤務医師がいる国保病院が、その中核を担うべきだなという判断をしています。

その背景の中で、現在、新たに着任をしていただきました総合診療科、あるいは腎臓内科の担当の雨宮医師、それと循環器の松井医師、それと総合診療科の杉浦医師、3名によって、協力をしながら進めてまいりたいということで、内部で既に協議を調べております。したがって、実施時期については、在宅療養のそういう窓口ということも見据えて、それで、6月をめどに実施をしていきたいということで、今、内部で協議をしているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 内部資料では、ある一定、説明は受けておりましたけれども、やはりこういう正式な場所で、国保病院が在宅に取り組むということは、非常に大きなニュースだと思っています。

昨日から議論されておりましたけれども、介護施設の待機者が多い、これは、必ずしも健康な人ばかりではありません。どうしても、入居を待っているという間に亡くなってしまう方もいますし、現実、私もよく病院に行くほうなのですけれども、やはり、かなりお年の召した方が連れ合いの方を連れてきているということで、もちろん病院に行かなければならない検査もありますけれども、在宅に行き、そして、入院、検査に病院に来ていただけるという、そういう流れもあります。そんな状況で、いろいろな検査機関とか医療機器を持つ国保病院が、直接その在宅をやるということに対して、これは非常に、私は大きな価値のあるものだと思っています。例えば、今の答弁では6月をめどにということで、考えていたよりちょっと早い時期で、本当にありがたいことだなと思っています

し、ただし、この収益のところでは聞いていいのかわかりませんが、また病院が外に出て行くとなれば、今の、備品とか、車両とか、そういう新たなものも必要なのか、それとも、今の、現在のもので事足りるのか。今の現状でわかることがあれば、お知らせ願いたいというふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 現状での対応としましては、公用車は既にございますので、それで在宅に赴いて診察をするということになるかと思えます。あとは、聴診器だとか血圧計だとか、一般的なものについては、かばんに入れて持ち運んで診察に当たりますので、大した器材等を用意するということにはなってございません。

それで、今いきなり在宅を進めるといっても、そんなに急激にふえるという予測はないのだろうと思っています。隣町の津別においては去年から実施をして、二十五、六件というふうに聞いていますので、初年度は、おおむね二十五、六件。あとは、グループホーム、訪問看護ステーション、町内にいろいろな施設等がございます、そちらの待機者のほうが在宅にいるということになれば、そこら辺の連携をとって実施をするというふうになるかと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 在宅診療のその診療報酬が、在宅を進める国の方針で、診療報酬が高くなったとは言えますけれども、しかし、出かけていくとなれば、ある程度時間のかかることですし、報酬だけではやはり、先ほどの、経営面とかいろいろなこともありますけれども、報酬面だけではなくて、やはり町立病院として町民のニーズに応えるということで、先ほど隣町の例の件数なんかを聞きましたけれども、やはり本当に来てくれるとなれば、もっと、この人口ですから、私は需要はあると思うのですね。応えてくれないと思うからこそないのであって、今もお医者さ

んが家に来てくれるとは、普通、一般の人とは余り考えていないと思うのです。だから、この辺で、やはりちょっと風邪気味な人をわざわざ連れていかなければならないとか、寒いところ、弱い、滑る道を連れて帰らなければならぬとか、そういう、この地方ならではの取り組み等がありますので、やはり親しまれる病院となれば、自然と患者もふえてくるのではないかなというふうに私は考えます。特別に、今、町内でやっている在宅、それから、町内のほかの病院にかかっている方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、その連携をとってやっていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 今、岡本議員御指摘のとおり、町内の医療機関あるいは医師会とも連携をとって、適切に進めてまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 529ページ、入院収益について。これに関連して、529ページの平均入院患者数70人と、これはどちらでも同じことなので、御理解いただきたいと思います。

これで、ちょっとお聞きしたいのは、思いを先にちょっとだけ述べさせていただきますけれども、病院というのは、ふだんから買い物に行くがごとく行くべきところではないと思っています。もちろん、体が痛いとか、ぐあいが悪くて行くわけですよ。そういう意味で、専門の医療というところに出かけていくと。

そこで、入院患者ということで、ひっかけてお聞きしたいのですが、専門用語は私もよく承知しておりませんが、経過入院、経過を見る、よく、ちまたのうわさでは、もう自分では身動きとれないぐらい病んで行っているのに、お医者さんに診てもらったら、もちろんお医者さんの判断も正しいとは思いますが、お帰りくださいというようなことも、ただ多いように聞いているもので、この70人

のうちに、経過入院等が、そういう統計があるのかわかりませんが、あるならお示ししていただきたいなど。

それから、もう1点。私は実は、先ほどの町長答弁も含めて、これは町長が云々ということではないのですよ、答弁も含めて、病院の維持を考えた場合、定かではないのですけれども、70%を切った場合のときの経営という面で、思い当たるところを見たら、失礼な言い方ですけども、目標値が70というのは、いささか、別な思いで思うところがあるものですから、そこら辺、目標値の設定についてもですね、過年度の経過の中で70人設定、いい悪いというところではないのですけれども、そこら辺の経緯も、やはり目標値は、これは高くと言ったほうがいいのか、健康づくりのまちづくりを考えたら、入院患者数は少ないほうがいいのか、ちょっと。でも、世の中は算術で制限されることもあります。そういう意味では、経過入院も含めて、この70人の設定という意味で、いま一度、お教え願えないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 入院数の70人ではなくて、70%稼働しているという、ただ、先ほど言ったのは、それをどどんふやすとかということではなくて、診療報酬の一つの基準として、70%、3カ年平均で割ると、診療報酬の割り落としがあるという話ですので御理解をいただきたいと思います。

それと、あと、経過入院については、事務長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 吉住議員御指摘の経過入院については、統計的なものはございません。ただ、積極的に医局会議の中では、特に、救急で来るということになれば、やはり家族の心配等ございますから、経過観察という形で入院対応をお願いをしたいということを要請しております。

それと、目標値については、現実的な予算ですから、これは70%というふうに設定し

ていますけれども、院内の経営検討委員会での目標値は80%であります。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

これで、議案第66号の質疑を終わります。

ただいまから、会派等審議を行いますので休憩をします。再開は、午後2時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第11号美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号美幌町パブリックコメント手続条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号美幌町審議会等の会議の公開に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号美幌町附属機関に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号美幌町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。



本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号美幌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号美幌町廃棄物処理場条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

議案第27号美幌ユースホテル条例を廃止する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号美幌町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号美幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号美幌町移動等円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号美幌町営住宅等整備の基準に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号美幌町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号美幌町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号美幌町個別排水処理施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号美幌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号から議案第58号までの21件については、指定管理者の指定についてでありますので、一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号平成25年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

議案第60号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号平成25年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号平成25年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号平成25年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号平成25年度美幌町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号平成25年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 行政報告

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 行政報告について。町長から、行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）（登壇） さきの行政報告に追加して報告をさせていただきます。

第1に、「美幌町立国民健康保険病院の医師確保について」であります。内科の常勤医師である坂本明正副院長の退職に伴い、後任常勤医師の招聘に努めてまいりましたが、新年度からの常勤医師確保が困難なため、嘱託医師（非常勤）による診察を行うことといたしました。

採用を予定している医師は、札幌医科大学卒業で、道内の公立病院に勤務経験を有し、現在、札幌の民間病院に非常勤医師として勤務している國本浩明医師、42歳であります。國本医師は、主に消化器内科の専門医として、日本消化器病学会消化器病専門医及び

内視鏡専門医の資格を持ち、4月1日より内科医師として採用予定しているところであります。

これにより、常勤医師8名及び嘱託医師1名体制により診療に当たることとなりますが、今後も引き続き、内科及び眼科などの非常勤医師の常勤化に努めるとともに、整形外科の医師招聘なども視野に入れた医師確保に努める考えであります。

第2に、「美幌峠牧場の利用について」であります。美幌峠牧場につきましては、平成24年3月31日に美幌峠牧場の指定管理者でありました株式会社美幌峠牧場振興公社が解散し、平成24年度は、町の直営による夏季の放牧運営を行ってまいりました。その間、美幌峠牧場の利用についての検討を重ねてまいりましたが、北海道東京事務所の紹介により、昨年12月よりワタミ株式会社の関連企業である農業生産法人有限会社ワタミファームとの間で美幌峠牧場の利用について協議を進め、12月25日に有限会社ワタミファームより貸借の意向が示されたところであります。その後、利用に係る基本的事項についての協議を重ねた結果、平成25年5月1日より美幌峠牧場施設を貸し付けすることで、3月18日に基本合意の調印を行いましたので、御報告を申し上げます。

なお、今回の基本合意では、生産者からの預託受け入れなど、従来からの美幌峠牧場利用者に御迷惑がかからない内容での合意となりましたので、あわせて御報告を申し上げます。今後におきましても、畜産振興に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） ただいまの行政報告について、質問を許します。質問は1人3回までといたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 以上で、質問を終わります。

これで、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 諮問第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員竹下利與氏は、平成25年6月30日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるというものでございます。

記、住所、美幌町字青山南24番地の5。氏名、柰師美和子さん。生年月日、昭和26年12月26日であります。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は諮問のとおり適任とする意見に決定しました。

暫時休憩とします。再開は3時といたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時59分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（古舘繁夫君） 先ほど議会運営委員

会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について御報告いたします。

先ほど、町長から、議案第67号美幌町営牧場管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第68号財産の貸付けについて、議案第69号平成24年度一般会計補正予算（第13号）について、以上の議案3件について追加提出がありましたので、本日の日程に追加して審議するものと判断いたしました。なお、質疑の取り扱いについては、1人3回まで認めることとします。

よって、日程を追加し、追加日程第1から追加日程第3として直ちに審議することといたしますので、議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いして、議会委員長の報告といたします。

#### ◎日程追加の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、議案第67号美幌町営牧場管理条例の一部を改正する条例制定について及び議案第68号財産の貸付けについて並びに議案第69号平成24年度一般会計補正予算（第13号）についてを直ちに議題に追加し、追加日程第1、第2、第3として、それぞれ議題としたいと思っておりますが、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、議案第67号、議案第68号、議案第69号を直ちに日程に追加し、追加日程第1、第2、第3としてそれぞれ議題にすることは可決されました。

#### ◎追加提出案件の概要説明

○議長（古舘繁夫君） 町長から、追加提出案件の概要説明をしたいとの申し出がありま

すので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）（登壇） 本定例会に追加し御提案いたします議案について、御説明をさせていただきます。

議案第67号「美幌町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第68号「財産の貸付けについて」は、美幌峠牧場の円滑な運営及び機能の保全を図るため、美幌町営牧場管理条例の改正を行い、牧場施設を農業生産法人に貸し付けするための議決をいただきたいものであります。

議案第69号「平成24年度一般会計補正予算（第13号）について」は、国の平成24年度補正予算、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に伴う補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては担当部長より御説明申し上げますので、慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎追加日程第1 議案第67号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第1 議案第67号美幌町営牧場管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 議案書の2ページでございます。議案第67号美幌町営牧場管理条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町営牧場管理条例の一部を改正する条例を、次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料53、議案第67号関係。

改正目的、趣旨でございますが、行政報告にございました、美幌峠牧場の一部を農業生産法人に賃貸借することに伴う、美幌峠牧場の面積及び用途別面積の一部改正を行うもの

でございます。

改正内容、第2条につきましては、名称位置、面積を定めておりますが、峠牧場の総面積を349.47ヘクタールから70ヘクタールに改正するものであります。

次に、第3条につきましては、牧場の用途別面積を定めておりますが、峠牧場の用途別面積、放牧並びに採草地を300ヘクタールから70ヘクタールに改正し、差し引き230ヘクタールを貸し付けするものであります。また、あわせて峠牧場敷地内には、管理道路や看視舎を初め、舎飼施設などの構内地10.6ヘクタールのほかに、溪流保山林ほか38.87ヘクタールがございます。これは、放牧牛が風雨等から避難するための混牧林地を含むものでございますが、牧場機能及び利用に関して、貸し付けをいたします放牧及び採草地230ヘクタールと一体的なものとして、それぞれ貸し付けをしようとするものとして改正するものであります。

この条例の改正によりまして、貸し付けできる面積は、放牧並びに採草地230ヘクタール、構内地10.6ヘクタール、溪流保山林ほか38.87ヘクタールの合計279.47ヘクタールとなります。

附則では、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、美幌町営牧場管理条例新旧対照表を参考資料の2ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、説明いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第67号美幌町営牧場管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎追加日程第2 議案第68号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第2 議案第68号財産の貸付けについてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 議案書の3ページの、議案第68号財産の貸付けについて御説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、次のとおり財産を時価よりも低い価格及び無償で貸し付けすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、御説明を申し上げます。

1、時価よりも低い価格で貸し付けする財産については、土地の合計が279.47ヘクタール。そのうち、放牧並びに採草地230ヘクタール、構内地10.6ヘクタール、溪流保山林ほか38.87ヘクタール。所在、美幌町字古梅607番地の1、607番地の2。時価価格98万3,837円、年額。貸付価格50万円、年額でございます。

2の無償で貸し付ける財産につきましては、建物、構築物は、4ページ、資料1の無償貸付財産、建物、構築物一覧のナンバー1の看視舎から25項目。物品は、5ページの別紙2の、無償貸付財産、物品一覧のナンバー1のトラクターから50項目。所在は、美幌町字古梅607番地の1、607番地の2でございます。

3、貸し付けの相手方でございますが、千葉県山武市横田191番地、有限会社ワタミファーム、代表取締役社長磯野健雄氏でございます。

4、貸し付けの目的でございますが、美幌峠牧場の施設等の貸借に伴い、時価よりも低

い価格及び無償で上記相手方に貸し付けすることにより円滑な牧場運営を図ることで、預託される方々に、従来と同様の預託内容を確保するということが目的でございます。

5、貸し付けの条件は、あくまでも、土地、建物、構築物及び物品は、峠牧場機能に資する用途以外に使用しないことを条件とするものでございます。

6、貸付期間は、平成25年5月1日から平成28年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、説明申し上げます。よろしく願います。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

13番橋本博之さん。

○13番（橋本博之君） ちょっと、2点ほど質問させていただきたいと思います。

無償貸付財産の物品というところで、機械器具の減耗なのですよね。3年間貸し付けしているときに、機械器具がある程度減耗を起こし、返してもらったとき、返還されるときに、その形がなくなるようなものが、中にはないのか。雑品になってしまうようなものがないのか。そうした場合には、返してもらったとき、どういう扱いをするのか。

それともう一つ、草地、270ヘクタールでしたか、今回の貸し付け。この草地なのですが、きのう聞くところによると、200頭ぐらいの放牧を当面したいという話がありました。草地の保全、200頭で、これだけの面積を保全することができるのか。そこについて質問させていただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 公社主幹。

○公社主幹（広島 学君） 今お尋ねのありました、まず1点目の機械の関係でございます。機械、基本的に毎年償却をしていくものですから、減耗していくものもでございます。基本的には、故意に破損をさせたもの等については同等品を返していただくという形で考えておりますし、経年的に劣化をして、使用に耐えられるような状況でなくなったものに

については、必要な都度、ワタミのほうで購入をしていただくという形で考えておりますので、一応、使用に耐えられなくなったものについてはワタミで補充をしていただくと。もし、3年後、撤退をするようなことがあれば、その状態でお返しをいただくという形で考えているところでございます。

それから、2点目の草地の関係でございませぬけれども、当面、ワタミとしては、200頭の牛を考えているということで、計画をしているところでございますが、一方で、預託牛が250頭ほど予定をしております。

トータルで約450頭から500頭の飼育の状況ということで、昨年まで、放牧の期間で300頭ぐらいの飼育でしたから、そういう意味からいけば、貸し付けをする230ヘクタールについては、十分、草地として管理をしていただけるものというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） 13番橋本博之さん。

○13番（橋本博之君） 草地の保全ということで、地元の牛の250頭ぐらいの数字ですか、それは、ある程度確定はされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 公社主幹。

○公社主幹（広島 学君） 現在、まだ、町内の方あるいは町外の方、今まで御利用されている方の利用希望については、まだ取り立てはしてございませんけれども、今、うちのほうで受けている段階では、250頭ほど預け入れをしたいと言う方もいらっしゃいますので、その分の頭数については、一応ワタミのほうにも、申し入れがあったものについては預託を受けてほしいという話でまとまっているところでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに、質疑ありませんか。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ちょっと、今、地方自治法第96条ということで、見ているのですけれども、よくわからないので。地方自治

法第96条第1項第6号の規定、この規定について説明願ひたいのが、まず1点。

それで、ここに書いてあるとおり、時価よりも低いとなると、多分、この時価の算定基準が何かあるのではなからうかと思っておりますので、この時価に対する積算の根拠についてお教え願ひたい。

あと、ここにある、第68号の1番の中に、説明の中に、時価価格98万3,837円合計額（年額）と書いてあるので、この場合、この議決は1回限りでいいのか、毎年要るのかということも確認とりたい。

さらに、多分、先ほど、ほかの議員が質問した中身で、これはあくまでも議会上の、価格の貸付価格より時価が低いので、議決が要るという形での議決であって、ワタミとは使用貸借を結ぶと聞いていましたので、ワタミさんとの使用貸借の中で、今、先ほど説明された、機械の維持だとか機械の修理はワタミさんが持つだとか、あとは、貸したのについては現状どおり返却するだとかいう条項が入ってくる書類は、また別に議会側に説明があるのでなからうかと思うのですけれども、そういうことでいいのか、まず1点目。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 提案の地方自治法第96条第1項第6号の考え方でございませぬけれども、条例で定める場合を除くほかということで、適正な対価なくしてこれを譲渡または貸し付けする場合ということで、時価価格よりも安いということで、それと無償で貸し付けするということで、この条項になっているということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 公社主幹。

○公社主幹（広島 学君） 今の地方自治法の関係で、ちょっと補足の説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、地方自治法の第96条が議会の議決事件という項目でございませぬ。96条の第1項第6号の中に、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡



し、もしくは貸し付けること、これについては議決が必要ですよという地方自治法の定めでございます。条例の中に、普通財産の、財産の貸し付けの条例がございます。美幌町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例がございますけれども、この条例では、今回のワタミへ貸し付ける条項が該当しませんので、地方自治法第96条の第1項第6号に基づいて、議会の議決をいただきたいという提案でございます。

それから、2点目の、時価の算定基準でございます。土地98万3,837円でございますけれども、実際、時価として貸し付けの価格でいけば、貸し付け実例があった場合については、それを使用したいというふうに考えてございましたけれども、放牧地としての貸し付け実例が存在をしてございません。それで、一応、全てで279.47ヘクタールを貸し付けすることになりますけれども、採草地の80ヘクタールにつきましては、金額として、時価として40万円を見込んでございます。それから、放牧地、これが150ヘクタールでございますけれども、これが52万2,000円。それから、構内地10.6ヘクタールについては、1万3,250円。溪流保安林ほか、これが38.87ヘクタールで4万8,587円ということで、トータル98万3,837円という形で時価を設定をさせていただいたものでございます。

それから、3点目の、毎年議決が要るのかという項目でございますけれども、一応、議案の中でも、貸付期間は3年間ということで提案をさせていただいておりますので、3年後には議決が必要ということになりますけれども、3年間については、この議決をもって進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、最後の質問でございますけれども、財産の貸し付け等で、機械等の修繕等の関係でございますけれども、当然、契約書が別に締結をすると。4月の段階で、土地含めて全て、土地については農地法の3条の許可

で申請をして、あと、建物、物品等については貸借の契約ということになりますので、細部については、また、その辺の条項については、議会のほうに御相談を申し上げたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 大体のことは、わかりました。最後にもう1回だけ、今の草地の評価金額というのが、採草地であれば80ヘクタールで40万円。これは、言い方は悪いけれども、この時価の場合は、その収益からの換算から追うのか、それとも何かの評価の値という基準値が設定されているのか。これだけ、最後に。

○議長（古舘繁夫君） 公社主幹。

○公社主幹（広島 学君） 採草地につきましては、農業委員会の評定価格の中で、採草地の下という価格がございます。これが、10アール当たり1,000円の算定基準単価ということになっていまして、採草地ですから、おおむね2回程度の採草を行う採草地という形で想定をされているものでございますけれども、峠牧場の場合については、採草については、気候的な関係で1回しかできませんので、この分の1,000円の単価をそのまま使うわけにはいかないということで、半分の500円という単価を使わせていただきまして、80ヘクタールで40万円という積算をさせていただいたところでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 5ページ、まず、無償貸付財産のことなのですが、その中でも家電があります。俗に言う家電というのは、冷蔵庫、洗濯機、テレビ。これ、場面によっては故障することもあるけれども、仮に故障したら、相手方の責任ではない、自動的に、機能的に故障して、そのまま、物置でもいいですよ、置いておきます。同程度のものを戻してもらおうという発想から言うと、これは財

産というよりも、扱いが違うのではないかなという、ちょっと疑問に思えたものですから、それは壊れても同程度以上と言え、もらうほうは喜ばしいことですが、不幸にして、この財産を、変に言えば、貸してもらうというよりも、押しつけられたものをですね、ちょっと失礼な表現になるのでお許しいただきたいのですが、僕は家電の取り扱いというの、ちょっと昨今、取り扱いは違っているような世の中の流れだろうと思っているのですが、そのぐらいの御説明ですね。それだったら、これ、財産目録というよりも、一つ一つ、例えばですよ、今の時価の、テレビは5,000円なら5,000円とか、今のはでたらめです、数字は。評価した上でやったほうが、まだいいような、家電類は、よろしいのではないかとこのところがあるもので、そこら辺の考え方をお知らせ願いたいのと、貸付価格50万円、預託牛も扱っていただけるという趣旨なものですから、これは3年間変わらないでこのままやっていただくという趣旨だろうと思いますが、ちょっと御確認をさせていただきたい。

ついでに、預託牛の話をお話させていただきますが、実は聞き取りの中で説明を受けているところでありますが、美幌の、過去、飼育してきた日単価、年額も含めて、これで足りているよと、自信満々なお話を相手方に理解していただいているというところがありますが、もう一度、その点御確認したいという趣旨でお伺いしたいなと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 家電等につきましては、現状使える状況でお貸しをするという状況でございますが、経年劣化等によりまして壊れる分については、やむを得ない部分があるかというふうに思います。当然にして、そういうことはあるかと思っております。決して押しつけるというわけではなくて、牧場運営の中で泊まりがあったりする中で、そういう最小限、今使える状態の分をお貸しすると

いうことで、古くなって壊れるのは、これはある程度やむを得ないというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 公社主幹。

○公社主幹（広島 学君） 預託の単価等の問題でございますけれども、一応、美幌町、昨年、直営でやったときに、町外牛については1日1頭260円、町内牛については1日1頭220円という単価で、従来から運営してきたところでございますけれども、その内容等につきましても、ワタミのほうには十分御説明をさせていただいております。

収支の計算の中でも、ワタミの200頭と、それから、預託牛の250頭程度お預かりする中で、250頭が預託を受けるとしたときに追加をしなければいけない費用というのは、そう多くはないということでワタミのほうも積算をされているようでございまして、あとは責任の問題がございまして、けれども、価格的にいけば、十分、その町の単価のほうで大丈夫ですよということの確認をいただいておりますので、その単価で25年度以降進んでいくという形でとり行いたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 財産のほうの考え方、私の考えと、多分似たような話で部長がおっしゃってくれたと勝手に解釈いたしますが、というのは、預託牛の話の単価をお聞きしたのは、そういうことで実績もありませんが、万に一つ、経営自体は今度ワタミさんになるものですから、後々、自分たちの牛以外の牛を面倒見るために、俗に言う、銭こが足りないよと。だから例えば、美幌町さんよと、後々ですよ、契約期間含めて、500万円ちょっと補填してくれとかいうことはないものと解釈してよろしいのかどうか。そこら辺、いま一度答弁をいただきたい。

○議長（古舘繁夫君） 公社主幹。

○公社主幹（広島 学君） ワタミに関して

は、預託を受けるということについても、ワタミの営業行為だというふうに私どもも認識をしていますし、ワタミについての運営に関する補助は一切行わないということで基本的な確認もさせていただいて、昨日、基本合意書の締結もさせていただいたところでございますので、不足をした場合についても、町として補填をするということは条項の中からも見当たらないので、補填をする予定はございません。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） ちょっと戻る話になって恐縮するのですが、預託牛の単価であります。もともと美幌町の酪農家が預ける単価と、町外からの預け入れる単価、単価と言うか、地域からってあると思うのですよ。例えば、ワタミさん以外の、他の預託をされる方、それも美幌町外の方で、そういう面でも単価は変わらないということなのではないでしょうか。ちょっと私の思い違いがあったら仕方ないもので、今おっしゃったことは、美幌町の、あえて言えば、牛は牧場経営の中で、その単価という趣旨だけだったのか、そこら辺、くどいようですが、いま一度お教え願えないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 公社主幹。

○公社主幹（広島 学君） 美幌町で運営をしてきたときも、町内牛は220円、町外牛は260円という形の単価設定をさせていただいておりました。それで、25年度以降、ワタミが預託を受ける場合についても、単価はその単価でしてやっていただくということで確認はさせていただいております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第68号財産の貸付けについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎追加日程第3 議案第69号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第3 議案第69号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第13号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 追加議案の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第69号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、国の平成24年度補正予算、日本再生に向けた緊急経済対策に伴います交付金の内定を受けた事業に伴う予算化を行おうとするものであります。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,829万円を追加し、歳入歳出予それぞれ98億7,651万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

地方債の補正でございます。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正で御説明を申し上げます。

それでは、10ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正について、御説明を申し上げます。

起債の目的であります。町道整備事業ということで、補正額が7,680万円でございます。これは、平成25年度以降に町単独事業で計画しておりました町道の舗装補修工

事、オーバーレイでございますが、これにつきまして、このたびの平成24年度国の補正予算により、新規の補助制度として舗装修繕が認められることになったことに伴いまして、町道第9号道路ほか4路線を実施するもので、この事業のうち、工事費の国庫補助金10分の6の残を起債に求めるもので、この起債は補正予算債でありまして、充当率は100%、地方交付税措置は、45%が公債費として元利償還金に算入されます。残りの55%が単位費用に算入されるものであります。今回の補正によりまして、本年度の地方債総額を6億4,210万円とするものであります。

それでは次に、17ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございますが、舗装の修繕の補助要件が、ひび割れ率が40%以上、または、わだち掘れ量が40ミリ以上である箇所に限ることから、路面性状調査を実施するということが義務づけられております。そこで、道路橋梁費の、道路橋梁維持管理事業、業務委託料にありまして路面性状調査業務委託料2,615万円をかけまして、まずはその調査を実施し、補助要件に合った箇所を修繕をしようとするものでございます。

工事請負費は1億9,214万円を見込んでおりますけれども、工事内容につきましては、後ほど建設水道部長より御説明を申し上げます。

次に、歳入を御説明いたしますので、15ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でありますけれども、国庫補助金であります。

社会資本整備総合交付金ということで、1億3,097万4,000円でございます。これは事業費総体、路面性状調査業務委託料と工事請負費合わせて2億1,829万円の10分の6が交付金として交付されるものでございます。

次の財政調整基金繰入金の増1,051万6,000円につきましては、今回の財源調

整を財政調整基金繰入金で行うものであります。これによりまして、年度末における基金残高は8億7,790万7,000円となる見込みでございます。

最後になりますが、町道整備事業の起債でございますが、7,680万円。第2表、地方債補正で御説明いたしましたが、これは、工事請負費1億9,214万円のうち、国庫補助10分の6の残について100%の地方債を発行するものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 工事内容について御説明いたしますので、追加資料の3ページをお開きください。

資料54、議案第69号関係であります。舗装補修路線5路線であります。図面の中ほど、町道第9号道路。施工箇所は、美富の池野様宅から、豊幌41線町道第884号道路までの車道幅員6メートル、延長3,900メートルを予定しております。路面の性状調査は、45線町道第141号道路までの6,400メートルを調査いたします。

次に、図面の右上、町道第19号道路。施工箇所は、報徳の美幌高校入り口から森商会様までの車道幅員5.5メートル、延長850メートルを予定しております。路面の性状調査は報徳共同墓地までの5,500メートルを調査いたします。

次に、図面の左、第24号道路。施工箇所は、美禽の国道39号勝本車両様から清野様までの車道幅員5.5メートル、延長1,000メートルを予定しております。路面の性状調査は、豊岡の道道北見端野美幌線までの4,900メートルを調査いたします。

次に、図面の右中、町道第30号道路。施工箇所は、稲美の国道243号美幌自動車学校から美幌川にかかる稲美橋までの車道幅員6メートル、延長1,000メートルを予定しております。路面の性状調査は、報徳の27線町道第19号道路までの3,100メー

ターを予定しております。

次に、図面の中上、町道第127号道路。施工箇所は瑞治の国道39号、葛西木材工業様から道道北見端野美幌線日甜資材置場までの車道幅員5.5メートル、延長340メートルを予定しております。路面の性状調査は、施行延長と同じ340メートルを調査いたします。

特定財源充当内訳は、国庫支出金補助金10分の6、調査充当率は100%であります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

**○議長（古舘繁夫君）** これから、質疑を行います。

12番吉住博幸さん。

**○12番（吉住博幸君）** 国から今回、うれしいことに、簡単に言えばお金が当たると。それで、まず1点目ですね。これは、舗装だけしか扱えない社会資本整備のためのお金なのか、あえて言えば。ただ、こちらがメニューとしてたくさんある中、舗装を選ばれたという趣旨なのかというのを、まず1点聞かせてください。

2点目であります。私は町の中でも、舗装という意味では、傷んでいる場所はかなりあるのかなと思っていますが、そこら辺の兼ね合い、美幌町が申し込んだ兼ね合い、どういう形で、見た感じ、町の中にはないものですか、美幌町としての申し込みの姿勢として、どういう基準で選ばれたのかなと。

それからもう一つ、後でいいですけども、要求として、厚み何センチ、これ、オーバーレイなのか、ちょっと聞き漏らしたものですから、あえて言えば、舗装を全部ひっくり返して、転圧しないでぼんとやるのか、傷んでいる上に、オーバーレイと言うのだと思うのですけれども、乗っけるような仕様なのか、いろいろあると思いますので、できたら、その区分け、厚さ何センチだとかということがなかったら、ちょっと理解できない部分もありますから、これは後でよろしいです

から、その点御配慮いただければ、議長、要求しておりますので、取り計らいお願いたします、資料として。

**○議長（古舘繁夫君）** 建設水道部長。

**○建設水道部長（磯野憲二君）** まず、1点目のメニューにつきましては、議員のおっしゃるとおり、舗装補修、オーバーレイという形の部分の中で、今回、他にいろいろなメニューありますけれども、美幌町はその部分を要望させていただきました。

2点目、舗装の、町の中もあるという関係なのですけれども、25年度以降の実施計画の中に載っている路線につきましては、路盤以降につきましては、きちんと改良がされている部分の中の舗装の劣化についてオーバーレイをするもので、町の中の部分の、舗装はしておりますけれども、路盤の厚さが凍結深度の以下になっていないとか、そういう形も改良しなければならないものについては、今回要望をしております。

それから、3点目、オーバーレイする、わだち掘れとかひび割れの率を決めて、対象になる路線についてのオーバーレイの舗装、3センチになるのか、4センチになるのか、これは路面の性状調査によって決まりますので、参考資料とかおっしゃられましたけれども、それは、委託後の部分の結果に基づいて、どのような補修方法をとるのかという形の部分で数値が決まってくるので、よろしくお願いたします。

**○議長（古舘繁夫君）** 12番吉住博幸さん。

**○12番（吉住博幸君）** 気持ちとしては余りお聞きしたくないのですが、オーバーレイといっても、設計上、金額をはじくためには、平均はこれぐらいだろうということで、平米数を掛けたりなさっているものだと私は見ているのですよ。今の理屈だったら、現場がいい悪いではないですよ、どこそこは3,000万円、どこそこは何千万円という数字自体が上がってこないと思うのですよ。今回、この数字も見させていただいていますの

で、基本的な、実施に当たっては、今、部長がおっしゃったとおりかなと思ってみたり。思ってみたりですよ。やってみなければわからないというのだったら、この金額もわからない部分もあります。ただ、私が言いたいのは、いろいろなメニューの中で、あえて言えば舗装を選ばれたという表現に聞こえたもので、それで別の角度で、同じことをメニューということでお聞かせ願いたいのですが、この合致するものしかないなら話は別ですけども、もしかしたら、このお金をすぐ対応するために、手取り早いから申し込まれたのか。そこら辺、もともと図面等がそろっていれば、あえて言えば、改良も含めた道路もできたのかなと思ってみたり、そこら辺、いま一度、お教え願えればありがたいと思っています。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 予算の要望する部分につきましては、先ほど言いましたように、対象となる路線につきましては、わだち掘れ量が4センチ。当然、レベリング層ということで4センチ、全面でなくて4センチ、そして、オーバーレイの表層の3センチを、それぞれの幅員、先ほどおっしゃいました車道幅員と延長で予算を計上している額でございます。その部分の、うちのほうで要望した概算の部分が、实际的にその路線の全線の部分で対象となるかどうかについては、路面の性状調査結果をもとにして実施されるというふうに御理解いただきたいと思っております。

それと、ほかのほうの部分のメニュー、どうなのかという形につきまして、今回、いろいろな形の部分の、前倒しの形の部分の対象にならないかという形の部分でありましたけれども、他のいろいろな部分については実施とか調査だとか、または長寿命化の中の部分のそういう計画がそろっていないという条件の中で、今回、実施設計もできて、なおかつオーバーレイもできる。今までは、修繕関係については認められなかったものが、今回初めて、このオーバーレイが補助対象になった

ということで、急遽、そういう路面調査もできるという中で、急遽、そういう形の部分で、この部分を選択して要望させていただきました。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第69号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第13号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 意見書案第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 意見書案第2号平成25年度地方財政対策に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第6 意見書案第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 意見書案第3号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第7 意見書案第4号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 意見書案第4号安心できる介護制度の実現を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第8 報告第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第8 報告第1号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第1号専決処分の報告については、これで終わります。

#### ◎日程第9 報告第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 報告第2号定期監査報告について、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第2号定期監査報告については、これで終わります。

---

#### ◎日程第10 報告第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第10 報告第3号例月出納検査報告について（11月分から1月分）、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第3号例月出納検査報告について（11月から1月分）は、これで終わります。

---

#### ◎日程第11 閉会中の継続調査について

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 閉会中の継続調査について、各委員会からお手元に配付した印刷物のおおりの申し出がありましたので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のおおりに承認することに決定しました。

---

#### ◎閉会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 会議を閉じます。

これで、平成25年第1回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時51分 閉会



美幌町議会議長

署名議員

署名議員